

災害発生時におけるダンボール 製品の調達に関する協定書

山陽小野田市
セツ Karton 株式会社

災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）とセツカートン株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時等におけるダンボール製品の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生または発生するおそれがある場合において、避難所の設営等に係る物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合、物資の優先供給に努めるものとする。

3 乙は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害以外の災害等について、甲の要請があった場合は、可能な限り第2項に準じて協力を行うものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）段ボール製簡易ベッド
- （2）段ボール製シート
- （3）段ボール製間仕切り
- （4）段ボール製簡易トイレ
- （5）その他乙の取扱商品

（手続等）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された物資の費用および物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(経費の支払)

第6条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取ったときは、その内容を確認し、速やかに乙に経費を支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲および乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は締結の日から平成30年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、甲および乙は、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第9条 この協定書に定めのない事項およびこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成29年 9月 1日

(甲) 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛二

(乙) 兵庫県伊丹市東有岡5丁目33番地
セツカートン株式会社
代表取締役社長 丹羽 俊雄

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

社名 セツカートン株式会社
代表者 様

山陽小野田市長

救 援 物 資 供 給 要 請 書

災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

（山陽小野田市連絡担当者）

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 様

社 名 セツカートン株式会社
代表者

救 援 物 資 供 給 完 了 報 告 書

災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり供給したことを報告します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

（セツカートン株式会社連絡担当者）

所 属	
職名・氏名	
電話番号	